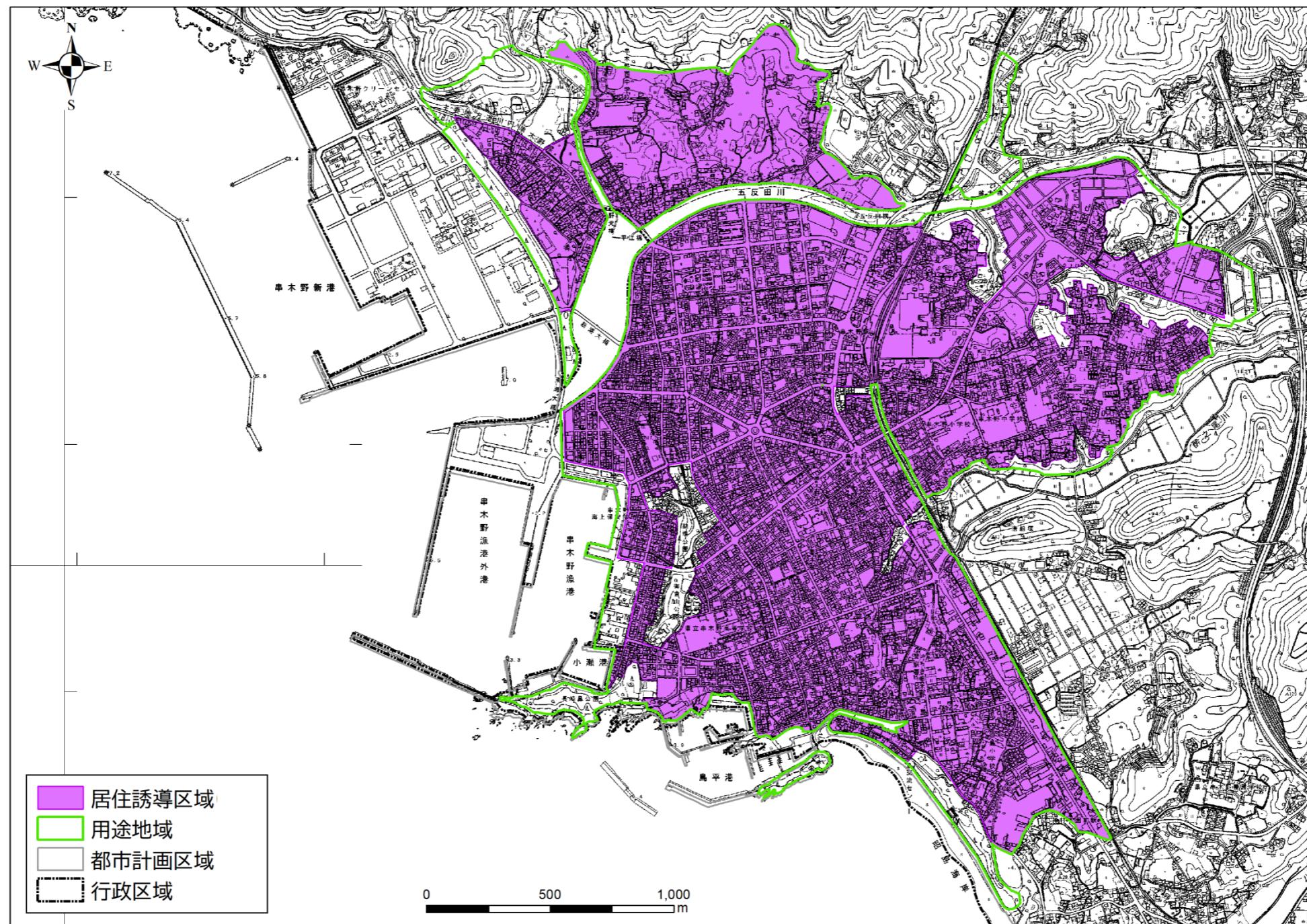


## 2) 居住誘導区域

串木野中央地域における居住誘導区域を以下に示します。

本地域については、総合評価9以上のエリアを基に地域特性等を踏まえ地形地物で概ねの範囲を記し、串木野中央地域における居住誘導区域として設定します。

### 【居住誘導区域（串木野中央地域）



### ③ 市来湊地域

#### 1) 候補地の抽出

将来人口密度が一定程度（10人/ha以上）確保される区域から、居住地として安全面の担保ができない区域（土砂災害特別警戒区域・急傾斜地崩壊危険区域）を除いたエリアを表しました。

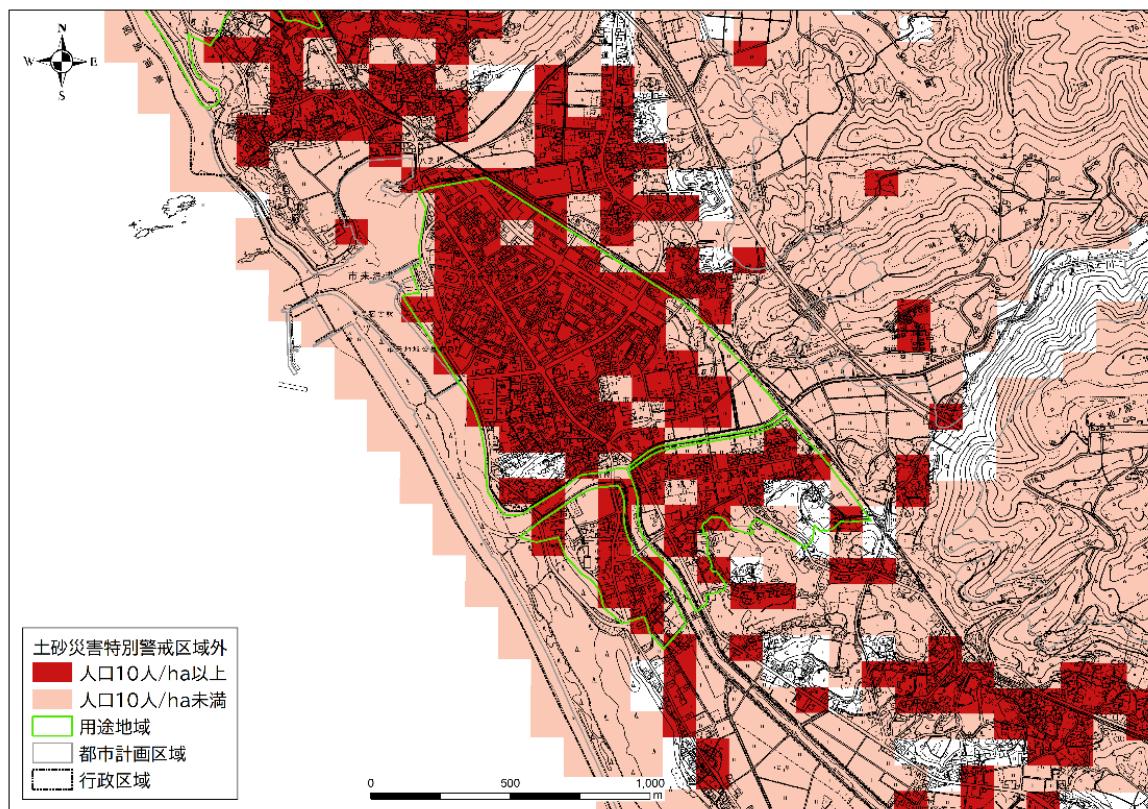
次に、各生活利便施設から徒歩圏（300m）内に含まれるエリアについて生活利便施設の件数で区分し表しました。

次に、公共交通（鉄道駅・バス停）から徒歩圏（800m・300m）内に含まれるエリアを着色しました。

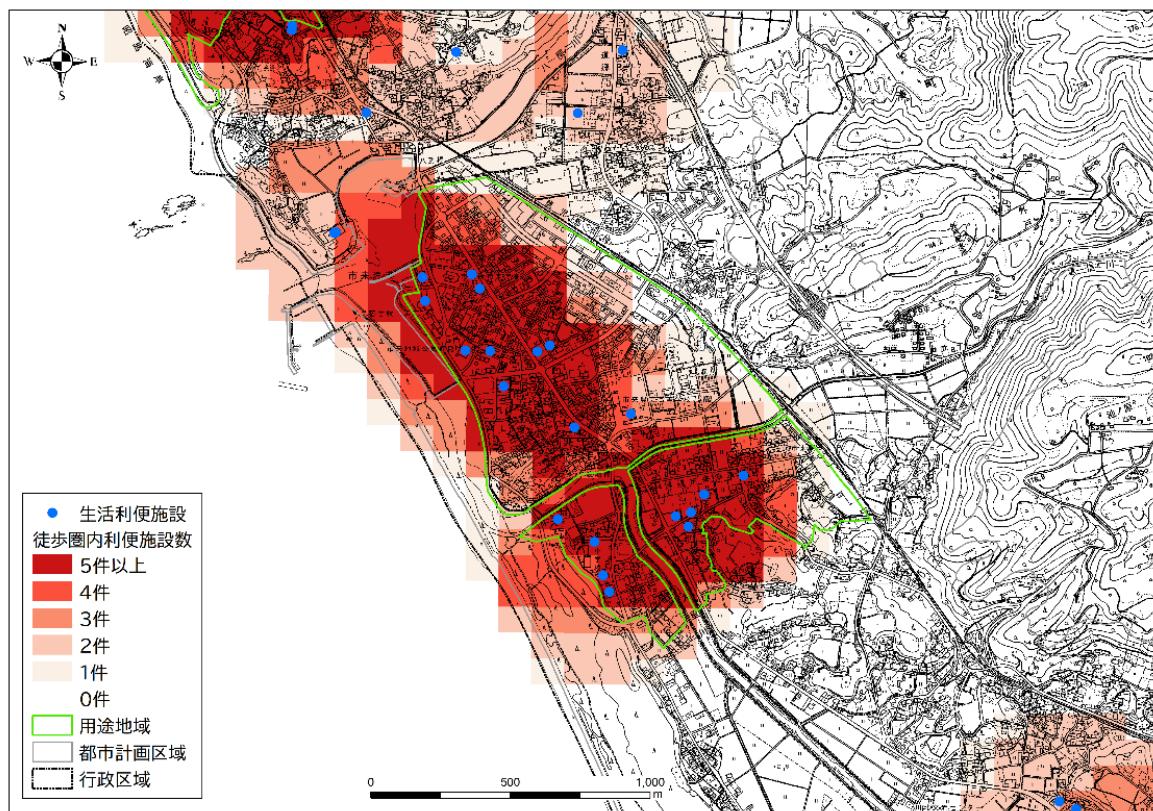
最後に、上記の結果を踏まえ総合評価とし各エリアの合計点を図示しました。

以下に各評価図を添付するとともに、総合評価を拡大図で示します。

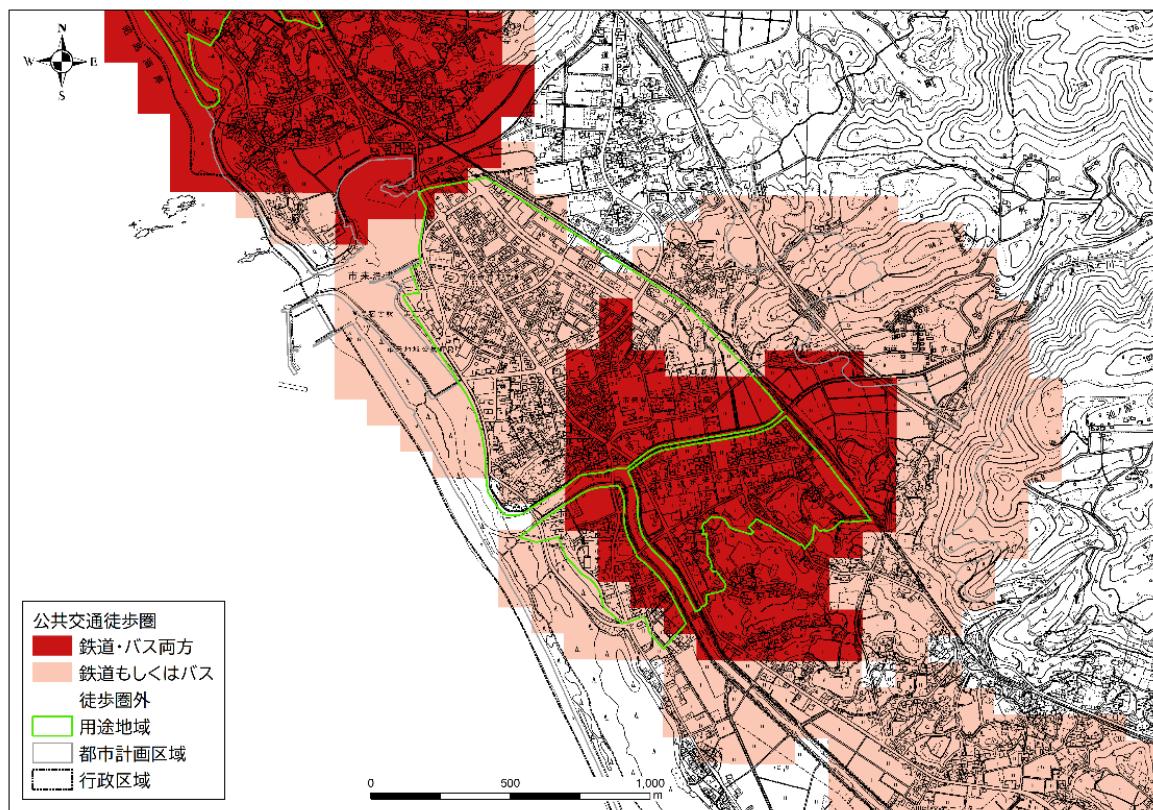
【将来人口+防災評価結果（市来湊地域）】



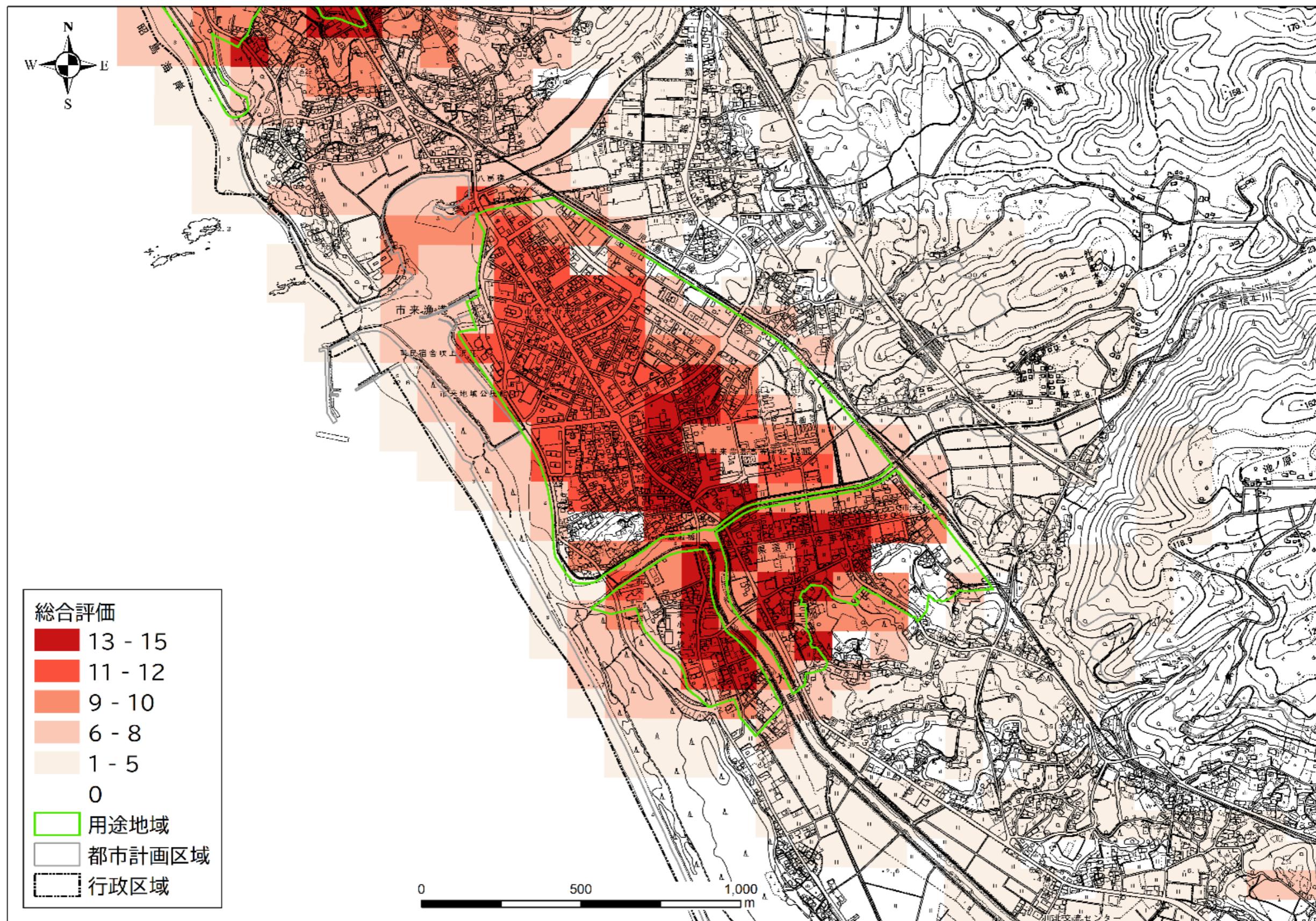
### 【生活利便施設評価（市来湊地域）】



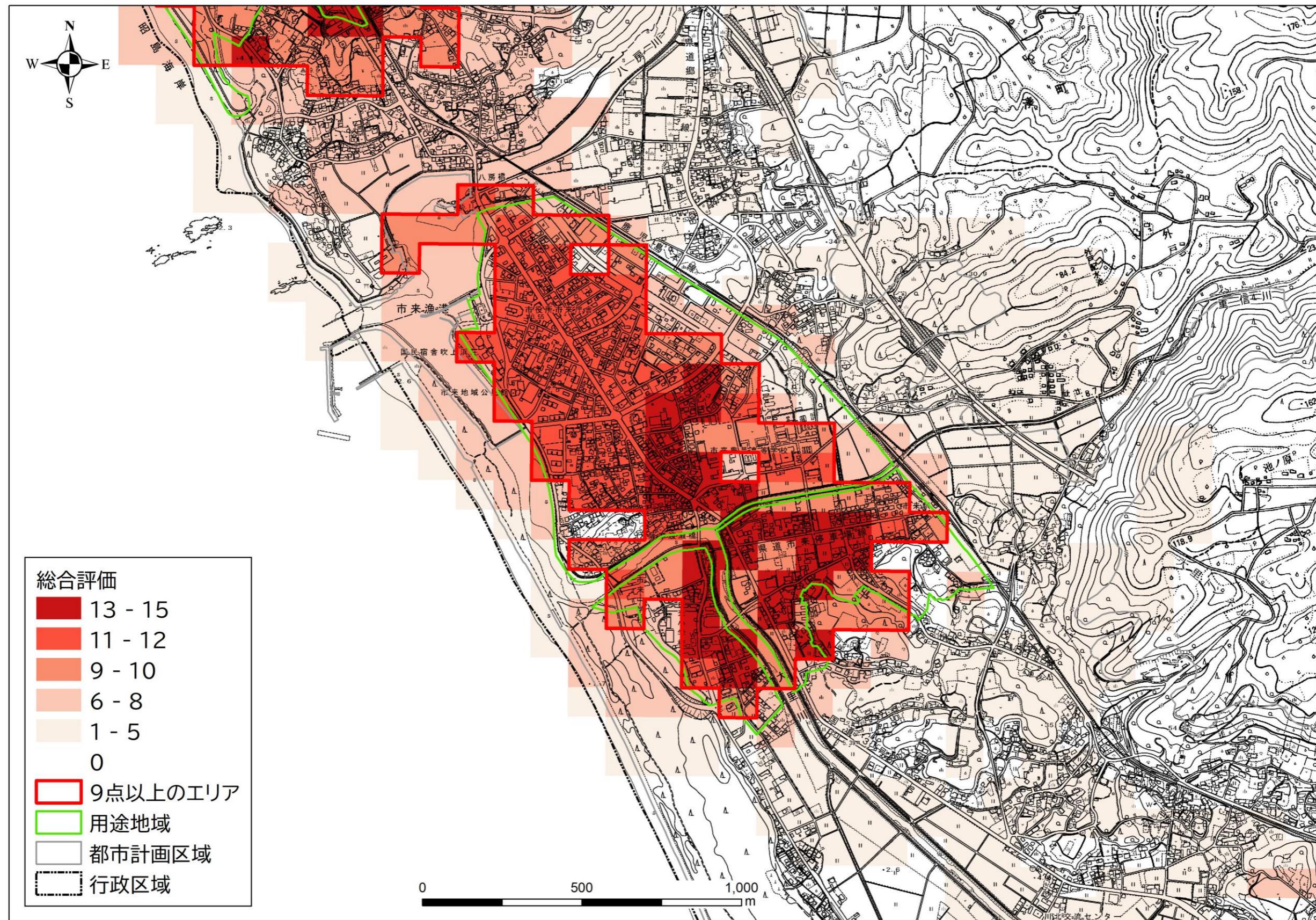
### 【公共交通評価結果（市来湊地域）】



### 【総合評価（市来湊地域）】



【居住誘導区域候補地（総合評価 9 以上）（市来湊地域）】

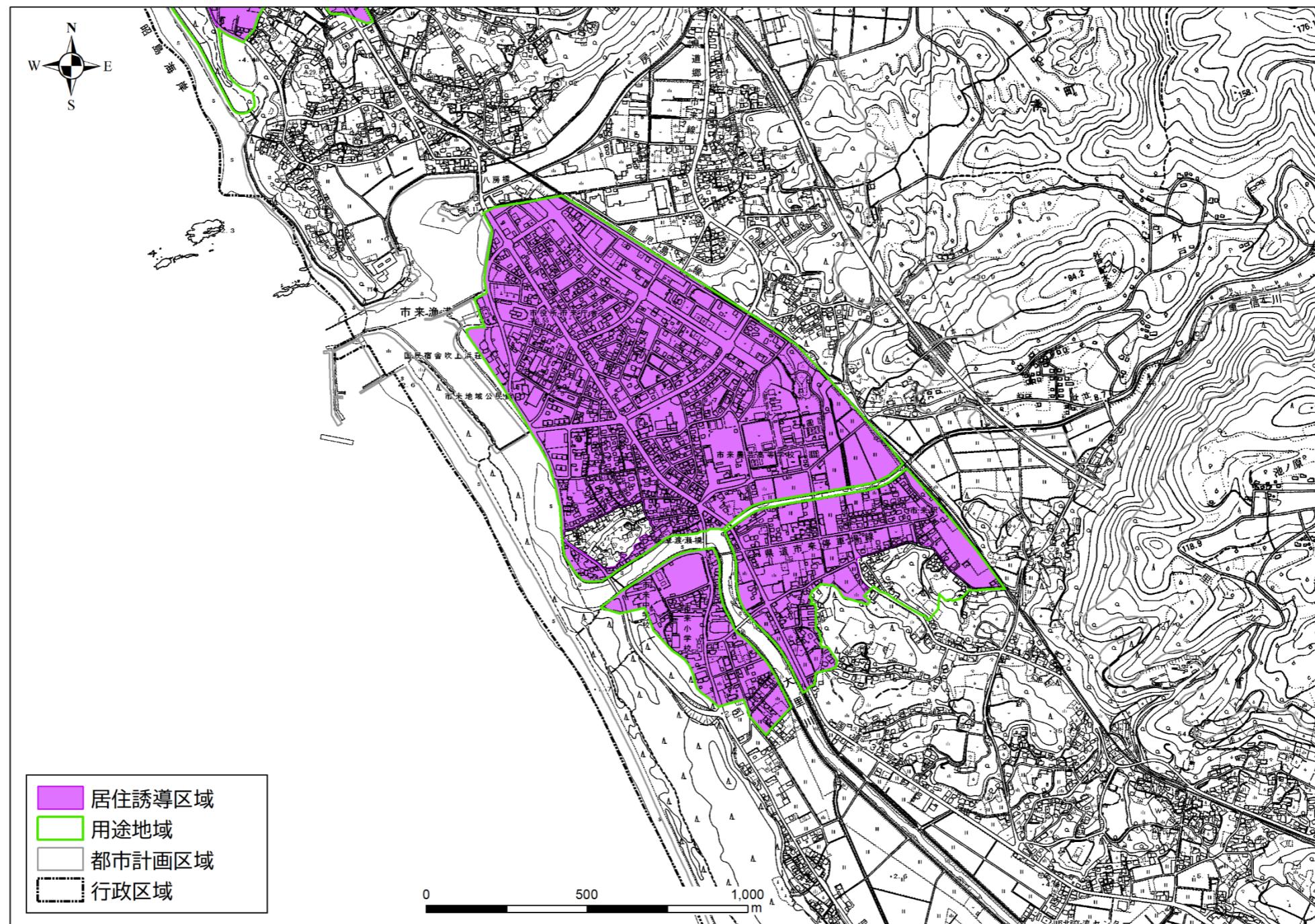


## 2) 居住誘導区域

湊地域における居住誘導区域を以下に示します。

本地域については、総合評価 9 以上のエリアを基に地域特性等を踏まえ地形地物で概ねの範囲を記し、市来湊地域における居住誘導区域として設定します。

【居住誘導区域（市来湊地域）】



## 4. 居住誘導区域外の方針

前記の「居住誘導区域に原則として含めない区域、また、慎重に判断すべき区域」以外については、本市の現状や将来像を勘案し、今後の住居の建て替えや移転時には、本計画における居住誘導区域内への転居等を促して行くものとします。

また、今後は人口や建築動向並びに、開発動向等を踏まえ居住誘導区域への編入や区域からの除外など、居住誘導区域の見直しについての検討を行うものとします。

なお、以下に本計画時における居住誘導区域を示した【居住誘導区域の全体位置図】を添付します。

【居住誘導区域の全体位置図】

